

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929">http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929</a>

九月十七日付

和文

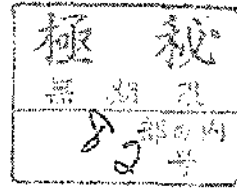
(二三三)

寄言

九月二十日付

和文

和文



共同声明案

昭和四四・九・十七

(傍線部分は未合意、括弧内は米案)

一 総理大臣と大統領は、日米両国間の関係並びに国際政局におけ

る日米両国の立場について、広く意見を交換した。大統領は、ア

ジアに対する米国政府及び大統領自身の深い関心を披瀝し、この

地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきである

との信念を述べた。総理大臣は、大統領の見解を多とし、日本は

アジアの平和と繁栄のためその国力に相応して一層積極的に貢献

する考えであることを明らかにした。

二 総理大臣と大統領は、最近の国際情勢、特に極東における事態

の発展について隔意なく意見を交換した。総理大臣は、現在のよ

1 本  
2 外務省 (次官退任)  
3 外務省  
4 外務省  
5 外務省  
6 外務省

7 外務省  
8 外務省  
9 外務省  
10 外務省

うな情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつてゐるといふ認識を明らかにした。大統領は、この地域の安定のため域内諸国の自助の努力に期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。(総理大臣は、米国が日本を含む極東の諸国の防衛のための国際義務を効果的に遂行しうべきものであることに同意した。)

三 総理大臣と大統領は、朝鮮半島において依然として緊張状態が存在することにとくに留意した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身

の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。しかしながら、大統領は、中共が台湾地域における武力による威嚇又は武力の行使を相互に行なわないとのことにつき米國に同調していないことを想起しつつ、米國の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米國はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米國の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還

されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴェトナムにおける~~平和~~<sup>戦時行為</sup>が沖縄返還予定時に至るも~~実現~~<sup>終結</sup>していない場合には、  
ヴェトナムにおける平和の達成のための（南ヴェトナム人民に外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための）米国の努力が沖縄の復帰により影響されることがないように両国政府が十分協議することに意見の一致をみた。総理大臣は、さらに、日本としてはインドシナ地域の安定と復興のため果たしうる役割を探求している旨を述べた。

#### 四

総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たし

ている役割を高く評価するとともに、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの意図を相互に確認した。両者は、また、日米両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に関し常時一層緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。

五 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、これを正しく評価した。両者は、また、現在のよりな極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認め、前記のよりな討議の結果、両者は、

日米兩國共通の安全保障上の利益は、沖繩の施政權を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、沖繩の日本への早期復歸を日本を含む極東の安全をそこなうことなく達成するための具体的な取決めに関し、兩國政府が直ちに協議に入ることに関意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に千九百七十二年中に沖繩の復歸を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、總理大臣は、復歸後は沖繩の局地防衛の責務は日本自身の防衛の一環として徐徐にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、總理大臣と大統領は、米國が、沖繩において兩國共通の安全保障上必要な



軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持すべきことに意見が一致した。

六 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用されることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全をなくしては十分に維持することができないものであり、したがつて極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を確認した。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のよきな態様による沖繩の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負つてゐる国際義務の效果的遂行と両立しうべき一を想定するも

のであるとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

七 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日米安保条約の下における事前協議制度に關する米國政府の立場を害することなく、この日本政府の政策に背馳することなきより沖繩の返還を図る旨の米國政府の意図を確約した。

八 総理大臣と大統領は、沖繩の施政権返還にあたり生ずることあるべき財政問題については、返還時まで日米双方の満足する解決を図ることに意見の一致をみた。

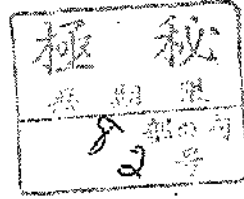
九 総理大臣と大統領は、沖繩の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、

日米兩國政府が、兩政府間に合意されるべき返還取決めに従つて施政權が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき、緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。

總理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政權の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することに合意した。準備委員会は、大使級の日本政府代表及び琉球列島高等弁務官から成り、それぞれ適当な要員で補佐され、さらに琉球政府行政主席が委員会

の顧問として行動することとなる。同委員会は、日米協議委員会を通じて両政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

一〇 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦に關連して日米間に残された最大の懸案であり、その双方にとり満足な解決は、日米間の友好と信頼の關係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢獻するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。



1 木匠  
2 2411 (22号区50)  
3 寿宮  
4 2411の長  
5 2411の長  
6 共一云

逆101 大河野参事室

總理発言案

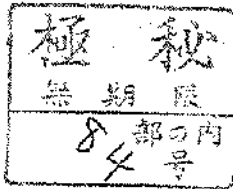
昭和四四・九・一七

現実の国際社会において、わが国の安全は、極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することはできない、ということ  
は私が常に述べているところであります。したがって、極東の諸国  
の安全は、わが国の安全のため、われわれの重大な関心事でありま  
す。ここに安保条約第六条の意味があるのであり、また事前協議に  
ついて、日本を含む極東の安全の確保の必要という見地に立つて  
諸否を決めることがわが国の国益に合致するゆえんであります。  
特に韓国に対する武力攻撃が発生するようなことがあれば、これ  
はわが国の安全に重大な影響を及ぼすものであります。したがって、

万一韓国に対して武力攻撃が発生し、これに対処するため、米軍が日本国内の施設区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合は、事前協議に対して、かかる認識に立つて前向きかつ迅速に態度を決定するというのが政府の方針であります。

台湾地域における平和と安全の維持も、わが国の安全にとつて重要な要素であります。私は、この点で、米国の中華民国に対する条約上の義務遂行の決意を十分に評価しなくてはならないと考えます。もつとも、万一外部からの武力攻撃に対して現実的にこの義務が発動されなくてはならない事態が生ずるとすれば、そのような事態は、わが国を含む極東の平和と安全を脅かすことになるものと考えられ

ます。したがつて、米国による台湾防衛義務の履行というよりなととをなれば、われわれとしては、わが国益上、上述の認識をふまえて対処していくべきものと考えますが、幸いにして、そのような事態は現在予見されないのであります。



(Sep. 30, 1967)

SECRET

Draft Communiqué: (On the Vietnam question)

The Prime Minister and the President expressed the hope that the war in Vietnam would be concluded before the return of the administrative rights over Okinawa to Japan. In this connection, they agreed that, should peace in Vietnam unfortunately not have been realized by the time reversion of Okinawa is scheduled to take place, the two Governments would fully consult with each other in the light of the situation at that time so that the U.S. efforts to assure the South Vietnamese people the opportunity to determine their own political future without outside interference would not be affected by reversion. The Prime Minister further stated...



極 秘  
無 期 限  
内 務 省  
第 82 号

1 外務省 (理字通印)  
2 陸軍省  
3 海軍省  
4 陸軍省  
5 海軍省  
6 陸軍省

7 陸軍省  
8 海軍省

並 101. 大河原参事官

共同声明案（ヴェトナム関係部分）

昭和四四・九・三〇

總理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖繩の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを希望するものである旨を明らかにした。これに関連して、両者は、もし不幸にしてヴェトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、南ヴェトナム人民に外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力が沖繩の復帰により影響されることがないよう、そのときの情勢に照らして両国政府が十分協議することに意見の一致をみた。總理大臣は、さらに、

（以下略）